

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 3 年度
計 画 主 体	小 美 玉 市

## 小美玉市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名	小美玉市産業経済部農政課
所在地	茨城県小美玉市堅倉 835 番地
電話番号	0299-48-1111
F A X 番号	0299-48-1199
メールアドレス	nosei@city.omitama.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	カモ、ハクビシン、イノシシ、カラス、アライグマ、コブハクチョウ、オオバン、ヒヨドリ、ムクドリ
計画期間	令和4年度～令和6年度
対象地域	小美玉市全域

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和2年度）

鳥獣の種類	被害の現状		
	品目	被害数値	
カモ	野菜類（レンコン）	42 a	4,082 千円
ハクビシン	果樹（ブルーベリー）、野菜類（いちご等）	37 a	3,674 千円
イノシシ	水稲、野菜類、いも類、果樹（くり）	28 a	490 千円
カラス	果樹（ブルーベリー）	0.5 a	29 千円
合計		108 a	8,275 千円

(2) 被害の傾向

<p>○カモ カモによるレンコンの食害は、霞ヶ浦湖岸の下馬場、川中子、下玉里、高崎地区において、葉が大きく展開する夏期を除き年間を通して発生している。特に4、5月の新芽に対する食害等は、その後の生育に大きな影響を及ぼし甚大な被害である。</p> <p>○ハクビシン ハクビシンによる果樹や野菜類への被害は、市内全域で発生していて、特に、イチゴへの被害が甚大である。</p> <p>○イノシシ イノシシによる水稲、野菜類、果樹、飼料用作物への被害は、倉数、与沢、宮田、張星、花野井、竹原、三箇、栗又四ヶにかけて広範囲に発生しており、目撃情報も多数寄せられていることから、被害区域拡大が予想される。</p> <p>○カラス 市内全域で年間を通じて、収穫前の果樹や野菜に被害が発生している。</p> <p>○アライグマ アライグマによる柿等果樹への被害が、大谷、栗又四ヶ地区において懸念されている。</p>
--

<p>○コブハクチョウ、オオバン コブハクチョウ、オオバンによるレンコンの食害が、霞ヶ浦湖岸の下馬場、川中子、下玉里、高崎地区において懸念されている。</p> <p>○ヒヨドリ、ムクドリ ヒヨドリ・ムクドリによるブルーベリー等果樹への被害が、市内全域で懸念されている。</p>
--

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和2年度）	目標値（令和6年度）
被害面積 （内訳）	108 a	96 a
カモ	42 a	38 a
ハクビシン	37 a	33 a
イノシシ	28 a	25 a
カラス	0.5 a	0.45 a
アライグマ、コブハク チョウ、オオバン、 ヒヨドリ、ムクドリ	－ a	－ a
被害金額 （内訳）	8,275 千円	7,448 千円
カモ	4,082 千円	3,674 千円
ハクビシン	3,674 千円	3,307 千円
イノシシ	490 千円	441 千円
カラス	29 千円	26 千円
アライグマ、コブハク チョウ、オオバン、 ヒヨドリ、ムクドリ	－ 千円	－ 千円

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等 に関する取組	<p>○カモ 平成29年度から小美玉市鳥獣被害防止総合対策事業により、4月、5月のレンコンの新芽時期に限り、有害鳥獣捕獲隊が銃による追い払いを行っている。</p> <p>○ハクビシン 茨城県鳥獣被害防止総合対策補助金、小美玉市鳥獣被害防</p>	<p>捕獲従事者の確保と新規育成が急務である。</p>

	<p>止総合対策事業により、有害鳥獣捕獲隊による捕獲活動を実施している。</p> <p>○イノシシ 茨城県鳥獣被害防止総合対策補助金、小美玉市鳥獣被害防止総合対策事業により、くくりわな・箱わなによる捕獲を実施している。</p> <p>○カラス 小美玉市鳥獣被害防止総合対策事業により、有害鳥獣捕獲隊が年2回、銃による駆除を行っている。</p>	
<p>防護柵の設置等に関する取組</p>	<p>○カモ 防鳥ネットを圃場に設置し、被害防止に努めている。平成29年度には、茨城県鳥獣被害防止総合対策補助金により、圃場への防鳥ネット設置を行っている。</p> <p>○ハクビシン、イノシシ、アライグマ 防護柵を耕作者個人単位で設置している。</p> <p>○カラス 防鳥ネットを圃場に設置し被害防止に努めている。</p> <p>○コブハクチョウ、オオバン 防鳥ネットを圃場に設置し、被害防止に努めている。</p>	<p>○カモ 防鳥ネットの適切な開閉管理がなされていない圃場や、未設置圃場において被害が多い。不適切な管理が原因による野鳥の羅網被害も多く、適切な管理が必要である。</p> <p>○ハクビシン、イノシシ、アライグマ 防護柵の設置に対して助成を行い個人負担を軽減することにより設置を促進する。イノシシによる被害防止の啓発を行い、被害発生地域が一体となった被害防止対策の必要性について理解を促す。</p> <p>○カラス 広大な圃場に対しての防鳥ネットの設置は不可能であるため、防鳥ネットに代わる有効な対策が必要である。</p> <p>○コブハクチョウ、オオバン 防鳥ネットの適切な開閉管理がなされていない圃場や、未設置圃場において被害が多い。不適切な管理が原因による野鳥の羅網被</p>

	○ヒヨドリ、ムクドリ 防鳥ネットを圃場に設置し、被害防止に努めている。	害も多く、適切な管理が必要である。 ○ヒヨドリ、ムクドリ ブルーベリーの圃場の多くは防鳥ネットの未設置箇所が多く、早期の設置が必要である。また、防鳥ネットの適切な管理を徹底する必要がある。
生息環境管理その他の取組	○イノシシ	薄暗く込み合った平地林が見られるため、見通しをよくしイノシシの住みかにならないようにしていく必要がある。

### (5) 今後の取組方針

<p>鳥獣被害防止のため、「被害防止」「有害捕獲」「生息環境管理」を柱とした総合的な対策に取り組む。</p> <p>① 被害防止対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・集落や地域を主体とした広域的な被害防止対策を促進し、地域住民の鳥獣被害への対応能力向上を図る。</li> <li>・対策の効果的な実施のため、関係機関の連携を強化する。</li> <li>・防護柵、防鳥ネットの整備を図るとともに、適切な管理方法を周知する。</li> </ul> <p>② 有害捕獲対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・効果的な時期に有害鳥獣の捕獲を実施する。</li> <li>・捕獲用機材の導入整備を行い、定期的な捕獲を実施する。</li> </ul> <p>③ 生息環境管理対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・カモ、コブハクチョウ、オオバン対策として、飛来を誘引するレンコンの未収穫部位及び切除部分の撤去等、被害発生区域の拡大を防止する。また、防鳥ネットの不適切な管理による羅網被害防止のため、適切な管理の周知徹底を図る。</li> <li>・イノシシ対策として圃場で放棄された野菜や放任果樹の除去の有効性を広く周知する等、被害発生区域の拡大を防止する。また、圃場周辺のイノシシの隠れ場所となる茂みや山林の刈払い等により、イノシシの進入経路を遮断し、定着を防止する</li> </ul>
--

## 3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

### (1) 対象鳥獣の捕獲体制

カモ、ハクビシン、カラス、イノシシ、アライグマについて、銃器及びわなを用いた捕獲実施のため、猟友会による捕獲隊を編成し実施する。
--

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和4年度	カモ ハクビシン イノシシ カラス アライグマ	・銃器によるカモ、カラスの捕獲、追い払いを実施する。 ・箱わな、くくりわなを設置する。 ・狩猟免許取得促進のPR活動を行う。 ・狩猟免許取得希望者に対して費用の助成を行う。
令和5年度	カモ ハクビシン イノシシ カラス アライグマ	・銃器によるカモ、カラスの捕獲、追い払いを実施する。 ・箱わな、くくりわなを設置する。 ・狩猟免許取得促進のPR活動を行う。 ・狩猟免許取得希望者に対して費用の助成を行う。
令和6年度	カモ ハクビシン イノシシ カラス アライグマ	・銃器によるカモ、カラスの捕獲、追い払いを実施する。 ・箱わな、くくりわなを設置する。 ・狩猟免許取得促進のPR活動を行う。 ・狩猟免許取得希望者に対して費用の助成を行う。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方	
○カモ	近年の被害状況を考慮して捕獲数を設定し、被害地域における捕獲を実施する。
○ハクビシン、アライグマ	近年の被害状況を考慮して捕獲数を設定し、被害地域における捕獲を実施する。
○イノシシ	茨城県イノシシ管理計画における捕獲計画数に基づき捕獲数を設定し、被害地域を中心に捕獲を実施する。
○カラス	近年の捕獲実績をベースとして、被害状況及び被害地域を考慮しつつ、捕獲数を設定し実施する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度
カモ	100羽	100羽	100羽

ハクビシン	50 頭	50 頭	50 頭
イノシシ	100 頭	100 頭	100 頭
カラス	400 羽	400 羽	400 羽
アライグマ	10 頭	10 頭	10 頭

<p>捕獲等の取組内容</p> <p>○カモ 下馬場、川中子、下玉里、高崎の地域で、猟友会による捕獲隊を編成し、銃器による捕獲及び追い払いを実施する。捕獲時期は、被害が集中する4月、5月の実施が効果的と考えられる。</p> <p>○ハクビシン、イノシシ、アライグマ 市内全域において、猟友会による捕獲隊を編成し、くくりわな、箱わなにより捕獲を実施する。捕獲時期は、被害が集中する春～秋が効果的と思われるが、被害状況や情報を元に、適宜行いながらより効果的な捕獲を目指す。</p> <p>○カラス 市内全域において、猟友会による捕獲隊を編成し、銃器による捕獲を実施する。捕獲時期は、効果的と考えられる春と秋以降（猟期）に行う。</p>
---

<p>ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容</p> <p>通年で、くくりわな等によるイノシシの捕獲を実施しているため、隊員の安全確保のため止め刺し用にライフル銃を使用する。</p>
---

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
小美玉市全域	茨城県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例により権限委譲済（カルガモ、ミヤマガラス、ハシボソガラス、ハシブトガラス、ハクビシン、アライグマ、イノシシ、ヒヨドリ、ムクドリを含む21鳥獣種）

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度
カモ、コブハクチョウ、オオバン	防鳥ネット 300 a	防鳥ネット 300 a	防鳥ネット 300 a

ハクビシン、アライグマ	防護柵 50 a	防護柵 50 a	防護柵 50 a
イノシシ	防護柵 100 a	防護柵 100 a	防護柵 100 a
ヒヨドリ、ムクドリ	防鳥ネット 100 a	防鳥ネット 100 a	防鳥ネット 100 a

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度
カモ、コブハクチョウ、オオバン	・ 防鳥ネットの適切な管理を周知し、羅網被害を未然に防ぐ。 ・ 花火等による追い払いを実施する。	・ 防鳥ネットの適切な管理を周知し、羅網被害を未然に防ぐ。 ・ 花火等による追い払いを実施する。	・ 防鳥ネットの適切な管理を周知し、羅網被害を未然に防ぐ。 ・ 花火等による追い払いを実施する。
ハクビシン、アライグマ、イノシシ	・ 防護柵の適切な管理を周知する。 ・ 花火等による追い払いを実施する。	・ 防護柵の適切な管理を周知する。 ・ 花火等による追い払いを実施する。	・ 防護柵の適切な管理を周知する。 ・ 花火等による追い払いを実施する。
カラス	・ 花火等による追い払いを実施する。	・ 花火等による追い払いを実施する。	・ 花火等による追い払いを実施する。
ヒヨドリ、ムクドリ	・ 防鳥ネットの適切な管理を周知する。 ・ 花火等による追い払いを実施する。	・ 防鳥ネットの適切な管理を周知する。 ・ 花火等による追い払いを実施する。	・ 防鳥ネットの適切な管理を周知する。 ・ 花火等による追い払いを実施する。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和4~6年度	カモ、コブハクチョウ、オオバン	・ 誘引物質の撤去の徹底を図る。
	イノシシ	・ 緩衝帯の整備のための地域ぐるみの活動を推進する。 ・ 誘引物質の撤去の徹底を図る。

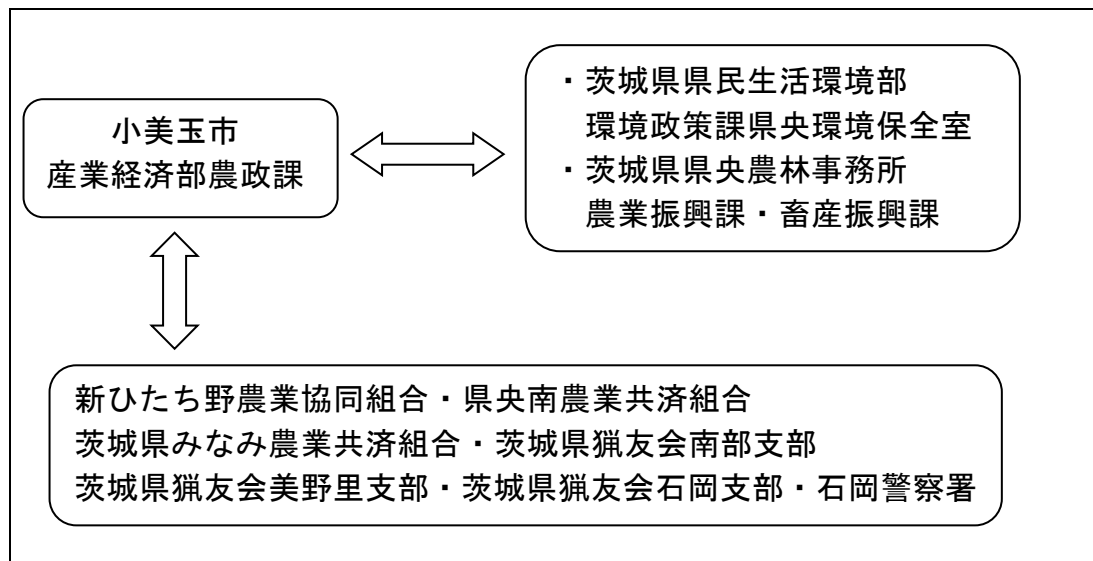


6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
小美玉市産業経済部農政課	事業統括
茨城県県民生活環境部 環境政策課県央環境保全室	鳥獣保護管理指導
茨城県県央農林事務所 振興・環境室	防除技術指導
新ひたち野農業協同組合	防除技術指導
県央南農業共済組合	防除技術指導、被害調査連携、防護柵補助
茨城県みなみ農業共済組合	防除技術指導、被害調査連携、防護柵補助
茨城県猟友会南部支部	有害鳥獣捕獲実施、情報提供
茨城県猟友会美野里支部	有害鳥獣捕獲実施、情報提供
茨城県猟友会石岡支部	有害鳥獣捕獲実施、情報提供
石岡警察署	猟銃技術指導

(2) 緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した対象鳥獣の処理は、霞台厚生施設組合クリーンセンターにおいて適切な焼却処分を行う。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	該当無し。
ペットフード	該当無し。
皮革	該当無し。
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	該当無し。

(2) 処理加工施設の取組

該当無し。
-------

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

該当無し。
-------

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	小美玉市鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
小美玉市（産業経済部農政課）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 協議会の運営と被害軽減のための各種活動</li> <li>・ 地域指導者の育成及び狩猟者の育成</li> <li>・ 有害鳥獣に関する情報の提供</li> </ul>
茨城県県央農林事務所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 有害鳥獣に関する情報提供と助言等</li> <li>・ 被害軽減技術の指導</li> </ul>
茨城県猟友会南部支部 茨城県猟友会美野里支部 茨城県猟友会石岡支部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 有害鳥獣捕獲駆除の実施</li> <li>・ 狩猟技術の指導</li> <li>・ 有害鳥獣に関する情報提供と助言等</li> </ul>
茨城県鳥獣保護管理員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 鳥獣保護管理に関する助言等</li> </ul>
新ひたち野農業協同組合 新ひたち野農業協同組合蓮根部会 県央南農業共済組合 茨城県みなみ農業共済組合 川中子蓮根出荷組合 小美玉市ブルーベリー生産組合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 被害軽減のための各種活動</li> <li>・ 有害鳥獣に関する情報提供</li> </ul>

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
市内行政区	・被害軽減のための各種活動と連絡調整 ・有害鳥獣に関する情報提供
石岡警察署	・猟銃所持者に対する安全指導 ・有害鳥獣に関する情報提供と助言等
茨城県県民生活環境部 環境政策課県央環境保全室	・捕獲許可及び捕獲実施体制の助言等 ・有害鳥獣に関する情報提供と助言等

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

持続的な被害防止対策の効果的かつ効率的実施のため鳥獣被害対策実施隊の設置を検討する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

被害防止施策の実施にあたり、近隣の石岡市・笠間市・茨城町・鉾田市・行方市各市町（鳥獣被害対策協議会）や各地域猟友会との情報交換を行い、連携を強化する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

農作物被害の着実な軽減を図るため、「防護（被害の防除）」「捕獲（有害捕獲）」「地域の環境整備（生息環境管理）」を柱として総合的な対策に取り組む。

個人で取り組む対策とあわせ、地域ぐるみの対策の実施に向けた体制の構築を推進する。